第四期医療費適正化基本方針のポイント

③目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

項目	ポイント
医療の効率的な提供の推進	<u>〈既存の目標に係る施策〉</u> ・後発医薬品の使用促進 保険者等による差額通知の実施の支援、フォーミュラリに関する医療関係者への周知をはじめとした必要な取組を 行うこと等を追記
	・医薬品の適正使用の推進 医療機関・薬局での重複投薬等の確認を可能とする 電子処方箋の普及促進 や、「高齢者の医薬品適正使用の指針」 における取扱を踏まえ、 高齢者に対する6種類以上の投与を目安として取り組む等、取組対象を広げる こと等を追記
	 <新たな目標に係る施策> ・医療資源の効果的・効率的な活用 −効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 抗菌薬の適正使用について、国が提供するデータ等を用いた現状・動向の把握、住民や医療関係者に対する普及啓発等を記載
	- 医療資源の投入量に地域差がある医療 薬物療法の外来実施について、 地域医療介護総合確保基金等を活用した、医師確保支援、施設・設備整備、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制・施設の整備等 を記載 リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより、活用を進める必要。その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことを記載
	・医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の支援のための、管内の課題の把握、必要なデータの分析・活 用支援、管内の取り組み事例の横展開、関係団体との調整等を記載 高齢者の骨折対策について、早期に治療を開始するための骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるため の骨折手術後の早期離床の促進、介護施設等の入所者等を含めた退院後の継続的なフォローアップ、二次性骨折を予 防するための体制整備等を記載